

第1837号
令和6年5月1日発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

裁判所時報

(目次)

◎裁判例 1

(民事)

- 医療法人の社員が一般法人法37条2項の類推適用により裁判所の許可を得て社員総会を招集することはできない

(令和4年(許)第18号・令和6年3月27日 第三小法廷決定棄却)

- 外国人の技能実習に係る監理団体の指導員が事業場外で従事した業務につき、労働基準法38条の2第1項にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和5年(受)第365号・令和6年4月16日 第三小法廷判決一部破棄差戻し、一部棄却)

◎記事 5

- 長嶺安政最高裁判所判事の退官
- 石兼公博氏最高裁判所判事に就任
- 叙位・叙勲(2月分、死亡者のみ)
- 人事異動(4月2日~4月12日)
- 司法修習生(第77期)の修習開始

◎最高裁判所規則・規程 6

- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則について
- 押収物等取扱規程の一部を改正する規程の制定について

裁判例

民事

◎ 医療法人の社員が一般法人法37条2項の類推適用により裁判所の許可を得て社員総会を招集することはできない

件名 臨時社員総会招集許可申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

最高裁判所令和4年(許)第18号

令和6年3月27日 第三小法廷決定 棄却

抗告人 X1 ほか1名

原審 東京高等裁判所

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

抗告人らの抗告理由について

1 本件は、医療法人早明会の社員である抗告人らが、当該医療法人の理事長に対して社員総会の招集を請求したが、その後招集の手続が行われないと主張して、裁判所に対し、社員総会を招集することの許可を求める事案であり、社団たる医療法人（以下、単に「医療法人」という。）の社員が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）

37条2項の類推適用により裁判所の許可を得て社員総会を招集することができるか否かが争われている。

2 一般法人法は、一般社団法人の適切な運営のために、37条1項において、一定の割合以上の議決権を有する社員が理事に対して社員総会の招集を請求することができる旨規定し、同条2項において、その請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合などには、当該社員は、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる旨規定する。これに対し、医療法46条の3の2第4項は、医療法人の理事長は、一定の割合以上の社員から臨時社員総会の招集を請求された場合にはこれを招集しなければならない旨規定するが、同法は、理事長が当該請求に応じない場合について、一般法人法37条2項を準用しておらず、また、何ら規定を設けていない。このような医療法の規律は、社員総会を含む医療法人の機関に関する規定が平成18年法律第84号による改正をはじめとする数次の改正により整備され、その中では一般法人法の多くの規定が準用されることとなったにもかかわらず、変更され

ることがなかったものである。他方、医療法は、医療法人について、都道府県知事による監督（第6章第9節）を予定するなど、一般法人法にはない規律を設けて医療法人の責務を踏まえた適切な運営を図ることとしている。

以上によれば、医療法人について、一般法人法37条2項は類推適用されないと解するのが相当である。そうすると、医療法人の社員が同項の類推適用により裁判所の許可を得て社員総会を招集することはできないというべきである。

3 以上に説示したところによれば、本件申立てを却下すべきものとした原審の判断は是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。なお、裁判官渡邊恵理子の補足意見がある。

裁判官渡邊恵理子の補足意見は、次のとおりである。

私は法廷意見に賛成するものであるが、以下の点を敷衍して述べておきたい。

1 法廷意見は、医療法人について一般法人法37条2項は類推適用されないとするものであるが、このことは、直ちに医療法人の社員（以下、単に「社員」という。）において臨時社員総会の招集を図るために採り得る法的手段が存在しないことを結論付けるものではない。すなわち、以下のとおり、社員において訴訟手続により理事長に対して臨時社員総会の招集を命ずる旨の判決を得て臨時社員総会の招集ができると考えられる。

医療法が、その現行規定上、社員に社員総会の招集権限それ自体を付与していない理由には、医療法人の責務や役割に照らし、社員による当該招集権限の濫用を防止する必要があるということが挙げられる。その一方で、医療法人の規模や経営形態、社員から臨時社員総会の招集を請求された理事長がこれに応じない理由や状況等は様々であり、社員において臨時社員総会の招集を実現させる法的手段を保障することが医療法人の適切な運営に必要である場合があることも否定できない。そして、医療法は、46条の3の2第4項において、理事長は、一定の割合以上の社員から臨時社員総会の招集を請求された場合にはこれを招集しなければならない旨を規定することによって、社員による社員総会の招集権限の濫用防止との調和を図りつつも、上記のような場合には社員が医療法人の運営に直接関与することを認めることによりその適切な運営を確保する趣旨に出たものと解される。このような同項の趣旨に照らすと、同項は、社員が医療法人の運営に関与する必要性があるというべき場合には、社員において理事長に対して臨時社員総会の招集を請求することができることとしたものと解することが相当であり、社

員において臨時社員総会の招集を図るために採り得る法的手段として、訴訟手続により理事長に対して臨時社員総会の招集を命ずる旨の判決を得ることが考えられる。

なお、上記の訴訟手続によるときは、医療法が本来予定している臨時社員総会の招集を図るものであって、同法の現行規定における医療法人の社員総会に関する規律に混乱を生じさせるものではない。これに加え、上記訴訟手続は、一般法人法37条2項に基づく非訟事件手続とは異なり、理事長において、当事者として臨時社員総会の招集請求に応じない理由等を含めて主張立証を尽くすことが期待され、また、社員も理事長もその判決に対する控訴をすることができることからすれば、これらの審理を通じて、より医療法人についての適正手続を確保することができ、上記医療法46条の3の2第4項の趣旨、ひいては同法の現行規定にも整合するものということができる。

2 社員が理事長に対して臨時社員総会の招集を命ずる旨の判決を得た場合に、その執行方法の可否等を含め、具体的に社員がどのようにして臨時社員総会の招集を実現するかについては、今後の議論に委ねられている部分が大きいところではあるが、社員が理事長に対して臨時社員総会の招集を請求することが医療法人の適正な運営の確保に資する面があることを十分に考慮した議論がされることを期待する。

(裁判長裁判官 渡邊恵理子 裁判官 宇賀克也
裁判官 林 道晴 裁判官 長嶺安政 裁判官
今崎幸彦)

◎ 外国人の技能実習に係る監理団体の指導員が事業場外で従事した業務につき、労働基準法38条の2第1項にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例

件名 損害賠償等請求本訴、損害賠償請求反訴事件

最高裁判所令和5年(受)第365号

令和6年4月16日 第三小法廷判決

一部破棄差戻し・一部棄却

上告人 協同組合グローブ

上告人代表者 y

被上告人 X

原審 福岡高等裁判所

主 文

- 1 原判決中、被上告人の本訴請求に関する上告人敗訴部分を破棄する。
- 2 前項の部分につき、本件を福岡高等裁判所に差し戻す。
- 3 上告人のその余の上告を棄却する。
- 4 前項に関する上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人坂本邦彦、同坂本達彦の上告受理申立て理由(ただし、排除された部分を除く。)について

1 本件本訴請求は、上告人に雇用されていた被上告人が、上告人に対し、時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する賃金の支払を求めるなどするものである。上告人は、被上告人が事業場外で従事した業務の一部(以下「本件業務」という。)については、労働基準法38条の2第1項(以下「本件規定」という。)にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たるため、被上告人は所定労働時間労働したものとみなされるなどと主張し、これを争っている。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、平成28年9月、外国人の技能実習に係る監理団体である上告人に雇用され、指導員として勤務したが、同30年10月31日、上告人を退職した。

(2) 被上告人は、自らが担当する九州地方各地の実習実施者に対し月2回以上の訪問指導を行うほか、技能実習生のために、来日時等の送迎、日常の生活指導や急なトラブルの際の通訳を行うなどの業務に従事していた。

被上告人は、本件業務に関し、実習実施者等への訪

問の予約を行うなどして自ら具体的なスケジュールを管理していた。また、被上告人は、上告人から携帯電話を貸与されていたが、これを用いるなどして隨時具体的に指示を受けたり報告をしたりすることはなかった。

被上告人の就業時間は午前9時から午後6時まで、休憩時間は正午から午後1時までと定められていたが、被上告人が実際に休憩していた時間は就業日ごとに日々であった。また、被上告人は、タイムカードを用いた労働時間の管理を受けておらず、自らの判断により直行直帰することもできたが、月末には、就業日ごとの始業時刻、終業時刻及び休憩時間のほか、訪問先、訪問時刻及びおよその業務内容等を記入した業務日報を上告人に提出し、その確認を受けていた。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、本件本訴請求のうち賃金請求を一部認容すべきものとした。

被上告人の業務の性質、内容等からみると、上告人が被上告人の労働時間を把握することは容易でなかつたものの、上告人は、被上告人が作成する業務日報を通じ、業務の遂行の状況等につき報告を受けており、その記載内容については、必要であれば上告人から実習実施者等に確認することもできたため、ある程度の正確性が担保されていたといえる。現に上告人自身、業務日報に基づき被上告人の時間外労働の時間を算定して残業手当を支払う場合もあったものであり、業務日報の正確性を前提としていたものといえる。以上を総合すると、本件業務については、本件規定にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たるとはいえない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 前記事実関係等によれば、本件業務は、実習実施者に対する訪問指導のほか、技能実習生の送迎、生活指導や急なトラブルの際の通訳等、多岐にわたるものであった。また、被上告人は、本件業務に関し、訪問の予約を行うなどして自ら具体的なスケジュールを管理しており、所定の休憩時間とは異なる時間に休憩をとることや自らの判断により直行直帰することも許されていたものといえ、隨時具体的に指示を受けたり報告をしたりすることもなかつたものである。

このような事情の下で、業務の性質、内容やその遂行の態様、状況等、業務に関する指示及び報告の方法、内容やその実施の態様、状況等を考慮すれば、被上告人が担当する実習実施者や1か月当たりの訪問指導の頻度等が定まっていたとしても、上告人において、被上告人の事業場外における勤務の状況を具体的に把握することが容易であったと直ちにはいい難い。

(2) しかるところ、原審は、被上告人が上告人に提

出していた業務日報に関し、①その記載内容につき実習実施者等への確認が可能であること、②上告人自身が業務日報の正確性を前提に時間外労働の時間を算定して残業手当を支払う場合もあったことを指摘した上で、その正確性が担保されていたなどと評価し、もって本件業務につき本件規定の適用を否定したものである。

しかしながら、上記①については、単に業務の相手方に対して問い合わせるなどの方法を採り得ることを一般的に指摘するものにすぎず、実習実施者等に確認するという方法の現実的な可能性や実効性等は、具体的には明らかでない。上記②についても、上告人は、本件規定を適用せず残業手当を支払ったのは、業務日報の記載のみによらずに被上告人の労働時間を把握し得た場合に限られる旨主張しており、この主張の当否を検討しなければ上告人が業務日報の正確性を前提としていたともいえない上、上告人が一定の場合に残業手当を支払っていた事実のみをもって、業務日報の正確性が客観的に担保されていたなどと評価することができるものでもない。

(3) 以上によれば、原審は、業務日報の正確性の担保に関する具体的な事情を十分に検討することなく、業務日報による報告のみを重視して、本件業務につき本件規定にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たるとはいえないとしたものであり、このような原審の判断には、本件規定の解釈適用を誤った違法があるというべきである。

5 以上のとおり、原審の上記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決中、本件本訴請求に関する上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、本件業務につき本件規定にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たるといえるか否か等に關し更に審理を尽くさせるため、上記部分につき、本件を原審に差し戻すこととする。

なお、上告人のその他の上告については、上告受理申立て理由が上告受理の決定において排除されたので、棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官林道晴の補足意見がある。

裁判官林道晴の補足意見は、次のとおりである。

私は、多数意見の結論及び理由付けに全面的に賛成するが、本件規定にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たるか否かの判断の在り方について、若干補足する。

多数意見は、4(1)において、業務の性質、内容やその遂行の態様、状況等、業務に関する指示及び報告の方法、内容やその実施の態様、状況等を考慮している。

これらの考慮要素は、本件規定についてのリーディング・ケースともいえる最高裁平成24年(受)第1475号同26年1月24日第二小法廷判決・裁判集民事246号1頁が列挙した考慮要素とおおむね共通しており、今後の同種事案の判断に際しても参考となると考えられる。

もっとも、いわゆる事業場外労働については、外勤や出張等の局面のみならず、近時、通信手段の発達等も背景に活用が進んでいるとみられる在宅勤務やテレワークの局面も含め、その在り方が多様化していることがうかがわれる、被用者の勤務の状況を具体的に把握することが困難であると認められるか否かについて定型的に判断することは、一層難しくなってきているようと思われる。

こうした中で、裁判所としては、上記の考慮要素を十分に踏まえつつも、飽くまで個々の事例ごとの具体的な事情に的確に着目した上で、本件規定にいう「労働時間を算定し難いとき」に当たるか否かの判断を行っていく必要があるものと考える。

(裁判長裁判官 今崎幸彦 裁判官 宇賀克也 裁判官 林 道晴 裁判官 長嶺安政 裁判官 渡邊惠理子)

記事

◎長嶺安政最高裁判所判事の退官

最高裁判所判事長嶺安政氏は、4月15日限り定年により退官された。

◎石兼公博氏最高裁判所判事に就任

内閣は、4月17日石兼公博氏を最高裁判所判事に任命し、同日皇居において、認証官任命式が行われた。

〈略歴〉昭和55年外務公務員採用上級試験合格、昭和56年4月外務省入省、平成11年8月中近東アフリカ局アフリカ第一課長、平成13年1月中東アフリカ局アフリカ第一課長、平成15年8月経済協力局有償資金協力課長、平成16年8月在アメリカ合衆国日本国大使館参事官、平成17年7月在アメリカ合衆国日本国大使館公使、平成19年9月国際協力局政策課長、同月内閣総理大臣秘書官、平成20年9月外務事務官大臣官房総務課長兼大臣官房（「外務省改革推進本部」事務局）事務局長、平成21年7月大臣官房参事官兼アジア大洋州局、アジア大洋州局南部アジア部、平成23年9月大臣官房審議官兼アジア大洋州局、アジア大洋州局南部アジア部、平成24年1月特命全権大使東南アジア諸国連合日本政府代表部在勤、平成26年1月国際協力局長、平成27年10月アジア大洋州局長、平成28年6月総合外交政策局長、平成29年9月特命全権大使カナダ国駐箚兼国際民間航空機関日本政府代表部在勤、令和元年10月特命全権大使国際連合日本政府代表部在勤

◎叙位・叙勲（2月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和6年2月、死亡者のみ）」のとおり

◎人事異動

定年退官

大阪高等裁判所判事 斎藤正人
(4月2日)

大阪高等裁判所判事

広島地方裁判所長 村越一浩

広島地方裁判所長

大阪地方裁判所判事 内藤裕之

大阪地方裁判所判事

大阪高等裁判所事務局長 松永栄治

大阪高等裁判所事務局長

大阪高等裁判所判事 岩井一真
(以上4月3日)

定年退官

神戸地方・家庭裁判所姫路支部判事 浅井隆彦
依頼退官

東京地方裁判所判事 高津戸朱子
(以上4月5日)

神戸地方・家庭裁判所姫路支部判事

大阪高等裁判所判事 原 司
(4月6日)

定年退官

大阪簡易裁判所判事 謙武高行
(4月11日)

任終退官

神戸地方・家庭裁判所尼崎支部判事 丸山 徹
(4月12日)

◎司法修習生（第77期）の修習開始

令和5年度（第77期）司法修習生1,830人（うち女性533人）は、3月21日、司法修習を開始した。

最高裁判所規則

最高裁判所規程

《性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則について》

標記の規則（令和六年最高裁判所規則第十号）が、令和六年四月十七日に公布されました。

この規則は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十号）の施行に伴い、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の手続等に關し、必要な事項を定めるものです。

なお、この規則は、同法律附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日（令和六年六月二十二日までの政令で定める日）から施行されます。

（規則の条文は、電子決裁システムにより配信済み。）

◎性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則

（令和六年四月一七日公布 最高裁判所規則第一〇号）

規則Ⅱ別添1のとおり

《押収物等取扱規程の一部を改正する規程の制定について》

押収物等取扱規程の一部を改正する規程（令和六年最高裁判所規程第五号）が制定されました。この規程は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）により、押収物の处分事由が創設されたことに伴い、所要の改正を行つたものです。

この規程は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日（令和六年六月二十二日までの政令で定める日）から施行されます。

◎押収物等取扱規程の一部を改正する規程

（令和六年三月一三日 最高裁判所規程第五号）

（本則省略。本則に代えて、新旧対照条文を掲載。）

附 則

この規程は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日から施行する。

◎押収物等取扱規程の一部を改正する規程新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添2のとおり

(別紙)

叙 位 ・ 叙 級 (令和6年2月、死亡者のみ)

元日本弁護士連合会常務理事	由 良 久	2. 6	従五位
元前橋地方裁判所太田支部主任書記官	玉 井 敬太郎	2. 6	従六位 瑞双
元徳山検察審査会事務局長	金 子 俊 子	2. 16	従六位 瑞双
元千葉家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	横 澤 昭 安	2. 24	正五位

◎性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則

(令和六年四月一七日公布 最高裁判所規則第一〇号)

(趣旨)

第一条 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号。以下「法」という。）による押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の手続等については、法及び他の最高裁判所規則に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

(検察官が保管する物の提出又は送付の際の通知・法第十三条)

第二条 檢察官は、その保管している物が法第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料する場合において、当該物を刑事被告事件の係属する裁判所が刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第九十九条第一項の規定により差し押されたとき又は家庭裁判所が少年法（昭和二十三年法律第二百六十八号）第十一条第二項において準用する刑事訴訟法第九十九条第一項の規定により差し押されたときは、その差押え

の通知に係る押収物を領置する旨又は領置しない旨のいずれかを、その通知をした裁判所に通知しなければならない。

(検察官による少年の保護事件の記録又は証拠物の閲覧・法第十三条)

第四条 檢察官は、少年裁判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）第七条第一項の規定にかかるらず、法第十三条第二項各号に掲げる押収物について、法第二十六条第一項各号に掲げる处分等又は当該处分等に係る法第二十九条第一項各号に定める裁決をするため必要な限度で、当該押収物に係る少年の保護事件の記録又は証拠物を閲覧することができる。

(撮影対象者等の住所、氏名等の秘匿等の申立ての方式・法第三十五条)

第五条 次に掲げる申立ては、書面でしなければならない。

一 法第三十五条第一項の申立て

二 法第三十五条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第二百三十二条の二第二項の申立て

三 法第三十五条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第二百三十三条の四第一項の取消しの申立て

後述やかに、当該物が法第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料する旨を当該裁判所に通知するものとする。

2 檢察官は、その保管している物が法第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料する場合において

、当該物について刑事被告事件の係属する裁判所が刑事訴訟法第九十九条第三項の規定により提出を受けたとき又は家庭裁判所が少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第九十九条第三項の規定により提出を受けるときは、その提出の際に、当該物が法第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料する旨を当該裁判所に通知するものとする。

3 檢察官は、その保管している物が法第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料する場合において

、当該物を刑事訴訟法第三百十条の規定により刑事被告事件の係属する裁判所に提出するとき又は少年の保護事件の処理に関する法令の規定により家庭裁判所に送付するときは、当該物が法第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料する旨を当該裁判所に通知するものとする。
(通知に係る押収物を領置するかどうかの通知・法第十三条)

第三条 檢察官は、法第十三条第一項前段又は第二項前段の規定による通知を受けたときは、速やかに、そ

四 法第三十五条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第二百三十三条の四第二項の許可の申立て

(秘匿事項届出書面の記載事項等・法第三十五条)

第六条 法第三十五条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第二百三十三条第二項の規定による届出に係る秘匿事項届出書面には、秘匿事項を記載するほか、秘匿事項届出書面である旨を表示しなければならない。

2 民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は

、前項の秘匿事項届出書面について準用する。

(秘匿決定があった場合における秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法第三十五条)

第七条 民事訴訟規則第五十二条の二、第五十二条の十二第二項及び第五十二条の十三の規定は、法第三十五条第一項の規定があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十二条の十一第一項	第五十二条の十二第一項	第五十二条の十一第二項	第五十二条の十一第一項
法第百三十三条（申立人の住所）	この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除ぐ。次項において同じ。）による押印（当該秘匿決定に係る秘匿対象者	秘匿対象者	申立て
被告	この規則の規定による押印（当該秘匿決定に係る撮影対象者等の処罰及び押収物に記録された（性的な姿態を撮影する行為等の記録の消去等に関する法律第九条第二項に規定する撮影対象者等をいう。）	被告	被告の申立て

読み替える民事訴訟規則の規定

読み替える字句

5 被告は、原告に送付すべき申立時除外媒体の複製物について直送をことができる。

第五十二条の十一第一項

被告の申立て

第五十二条の十二第一項	この規則の規定（第五十二条の 十二第一項）	この規則の規定による押印（当 該規則の規定による押印）
第五十二条の十二第二項 （監査官の意見書等の提出等）	監査官の意見書等の提出等	被告

第一項の申立てを認めたる決定においては、文書等の記録等を決定しなければならない。

1

定された対象姿態等該当部分と当該決定において特定された対象姿態等該当部分とが同一である場合は、

いて同じ、一による押印（当該
秘匿決定に係る秘匿対象者

古谷は、自ら本多の規定に「」を添付した外焼替を提出するときに、その特許権一個（決定時除外焼替を送付すべき原告の数が2以上であるときは、その数と同じ個数）を提出しなければならない。

記録の消去等に関する法律第九条第二項に規定する撮影対象者

第五十二条の十三第一項

に係る記録媒体等の閲覧、駆除又は複製は、申立時除外媒体（第七項本文の規定により決定後除外媒体が提出された場合にあっては、決定後除外媒体）によつてさせることができる。

、氏名等の秘匿) 第一項の申立
てをした者

第一項の申立てを算下する事が確定したときは、被告は、速やかに、法第三十六条第一項に規定する証拠の中出に係る記録媒体等について、その複製物一箇（記録媒体等を送付すべき原告の数が二以上である

(対象領置物件及び対象電磁的記録等の閲覧等の制限の申立ての方式等・法第三十六条)

12 嫌告は、原告に送付すべき記録媒体等の複製物について直送をすることができる。

前項の申立ては、対象姿態等該当部分を特定してしなければならぬ

第九条 第五条から前条までの規定は、法第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る法第

むを得ない事由があるときは、当該申出があった後速やかに申立てをすれば足りる。

三十九号) 第九条第一項に規定する取消訴訟を除く。) について準用する。

第一項の申立てをするときは、法第三十六条第一項に規定する権利の申出に係る対象賃置物件若しくは

附 則

おいて「記録媒体等」という。）から対象姿態等該当部分を除いたもの（以下この条において「申立時除外媒体」という。）及びその複製物一個（申立時除外媒体を送付すべき原告の数が二以上であるときは、その数と同じ個数）を作成し、裁判所に提出しなければならない。

附录

この規則は、法附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日から施行する。

